（関税法施行令の一部改正）

第一条　関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）の一部を次のように改正する。

第六十一条第一項第二号中「いう。）又は」を「いう。）」に改め、「経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定」の下に「又は日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定」を加える。

（関税暫定措置法施行令の一部改正）

第二条　関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第十条の二に次の一号を加える。

十八　日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定（以下「アメリカ合衆国協定」という。）第十条の四第一項に次の一号を加える。

三　アメリカ合衆国協定

第十条の四第二項に次の一号を加える。

三　アメリカ合衆国協定

第十条の四第三項に次の一号を加える。

三　アメリカ合衆国協定

第十条の四第四項に次の一号を加える。

三　アメリカ合衆国協定

第十条の四第五項に次の一号を加える。

三　アメリカ合衆国協定

第十条の四第六項に次の一号を加える。

三　アメリカ合衆国協定

第十四条第一項中「提示とする。」の下に「第十九条の三の表」を加え、同項ただし書中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改め、同条第四項中「環太平洋包括的及び先進的協定」の下に「又はアメリカ合衆国協定」を加え、「当該」を「それぞれ当該」に改める。

第十六条第二項、第十八条第三項及び第十九条第四項中「環太平洋包括的及び先進的協定」の下に「又はアメリカ合衆国協定」を加え、「当該」を「それぞれ当該」に改める。

第十九条の二ただし書中「及び四十三の項」を「、四十三の項及び五十の項」に、「限る。」を「限るものとし、アメリカ合衆国協定の効力発生の日の属する年度（以下「アメリカ合衆国協定発効年度」という。）の初日から起算して三年を経過した日以後においては、同表の四十五の項の下欄に掲げる物品にあつては、課税価格が基準価格以上のものに限るものとする。」に改める。

第十九条の三の表に次のように加える。

別表第一の四十七の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下この表において「アメリカ合衆国協定適用ホエイ粉」という。）であつて、アメリカ合衆国協定発効年度の初日から起算して四年を経過した日以後に輸入申告がされるもの	別表第一の四十八の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下この表及び第十九条の七第四号において「アメリカ合衆国協定適用ホエイ」という。）であつて、アメリカ合衆国協定発効年度の初日から起算して四年を経過した日以後に輸入申告がされるもの	別表第一の五十の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品	
別表第一の二十四の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品の輸入数量及びアメリカ合衆国協定適用ホエイ粉の輸入数量の合計数量	別表第一の二十五の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（第十九条の七第二号において「環太平洋包括的及び先進的協定適用ホエイ」という。）の輸入数量及びアメリカ合衆国協定適用ホエイの輸入数量の合計数量	別表第一の三十六の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品の輸入数量及び同表の五十の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品の輸入数量の合計数量

第十九条の四第三項中「に係る」を「又は同表の四十四の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下「アメリカ合衆国協定適用牛肉」という。）に係る」に改め、「おいて、」の下に「欧州連合協定適用牛肉に係る同項に規定する政令で定める期間について準用するときは、」を加え、「読み替える」を「、アメリカ合衆国協定適用牛肉に係る同条第一項に規定する政令で定める期間について準用するときは、第一項第一号中「合計輸入数量」とあるのは「別表第一の四十四の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下この項及び次項第四号において「アメリカ合衆国協定適用牛肉」という。）の輸入数量」と、同項第二号及び第三号中「合計輸入数量」とあるのは「アメリカ合衆国協定適用牛肉の輸入数量」と、前項中「環太平洋包括的及び先進的協定発効年度」とあるのは「アメリカ合衆国協定発効年度」と、「十年」とあるのは「九年」と、「十五年」とあるのは「十四年」と、同項第四号中「合計輸入数量」とあるのは「アメリカ合衆国協定適用牛肉の輸入数量」とそれぞれ読み替える」に改め、同条第四項及び第五項を削る。

第十九条の六に次の一号を加える。

四　アメリカ合衆国協定　アメリカ合衆国協定に定められた税率

第十九条の七第三号中「欧州連合協定適用ホエイ」を「別表第一の四十一の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品」に改め、同条に次の一号を加える。

四　アメリカ合衆国協定　アメリカ合衆国協定適用牛肉又はアメリカ合衆国協定適用ホエイであつて、農林水産大臣がアメリカ合衆国協定の規定に基づきアメリカ合衆国協定に定められた条件に該当するものと認めて告示したもの

第十九条の八第一項中「又は欧州連合協定適用牛肉」を「、欧州連合協定適用牛肉又はアメリカ合衆国協定適用牛肉」に改め、同条第三項中「、三十六の項」を削り、「及び四十三の項」を「、四十五の項及び四十六の項」に改め、「読み替えるものとし」を削り、「読み替えるものとする」を「、同表の四十五の項及び四十六の項の下欄に掲げる物品に係る輸入基準数量を算出する場合における修正対象物品の輸入数量について準用するときは、同条第二項中「とする。」とあるのは、「とアメリカ合衆国を原産地とするものに係る当該各年の輸入数量（アメリカ合衆国協定の効力発生の日前の期間に係るものに限る。）との合計数量とする。」とそれぞれ読み替えるものとする」に改め、同条第四項中「環太平洋包括的及び先進的協定」の下に「又はアメリカ合衆国協定」を加え、「当該」を「それぞれ当該」に、「の下欄」を「、四十五の項及び四十六の項の下欄」に改める。

第十九条の九中「又は四十二の項」を「、四十二の項又は四十九の項」に改める。

第十九条の十第一項中「又は欧州連合協定適用牛肉」を「、欧州連合協定適用牛肉又はアメリカ合衆国協定適用牛肉」に改め、同条第四項中「について」を「及びアメリカ合衆国協定適用牛肉について」に改め、「おいて」の下に「、欧州連合協定適用牛肉について準用するときは」を加え、「読み替える」を「、アメリカ合衆国協定適用牛肉について準用するときは、同項中「環太平洋包括的及び先進的協定発効年度」とあるのは「アメリカ合衆国協定発効年度」と、「十年」とあるのは「十四年」とそれぞれ読み替える」に改める。

第十九条の十一に次の一号を加える。

三　アメリカ合衆国協定　アメリカ合衆国協定に定められた税率

第二十五条第四項の表の二の項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。